数日前、釣魚島(尖閣諸島)に関する日本の質疑応答を見ましたが、釣魚島に関する中国の公式声明と比較して、さまざまな意見がありました。双方は釣魚島(尖閣諸島)は自国に属するべきだと感じ、相手の侵入は嫌だと感じた。この現象は非常に興味深いと思いますが、これは典型的な情報ギャップの結果です。釣魚島(尖閣諸島)の問題については、中国と日本の政府は、自分が正義の側であることを国民に言っている、両国の人は深く同意します。

私のコミュニケーションを通じて、より多くの情報を受け取ることができ、中国と日本が<mark>平和的に話し合い、情報のギャップをなくす</mark>ことができることを願っています。

では、まずは釣魚島での中国と日本の説明を張り出し、次に、異なる見方があるところを見つけ、日本と中国の 見解を提示します。

(日本語があんまり上手じゃないことを許してください。翻訳は大抵グーグルからくれる。)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html#q1 (日本のほう)

http://media.workercn.cn/sites/media/grrb/2012 09/14/GR0803.htm (中国のほう)

钓鱼岛

123.482629,25.742577

钓鱼岛自古以来就是中国的领土,早在隋朝时期,中国就发现了钓鱼岛;最晚至明代,中国人就开始利用钓鱼岛。明清两朝都有大量记载表明钓鱼岛属于中国,包括1403年的《顺风相送》、1556年的《日本一鉴》、1561年的《筹海图编》、1605年的《乾坤一统海防全图》、1621年《武备志·海防二·福建沿海山沙图》、1719年的《中山传信录》、1767年的《坤舆全图》、1808年的《浮生六记》、1871年的《重纂福建通志》以及两代留存的大量《使琉球录》等。不仅如此,一些官方文献还详细记载了对钓鱼岛的管辖情况;而在18、19世纪,日本、英国等国所绘制的一系列地图,也都承认中国对钓鱼岛的主权。

1895年4月17日,清政府在甲午战争中战败,将台湾及其附属岛屿割让给日本,包括钓鱼岛。此后日本一直占据着钓鱼岛,直至其1945年第二次世界大战战败投降。

翻訳 釣魚島は古くから中国の領土であり、早い時期に中国は釣魚島を発見し、遅くとも明朝には中国が釣魚島を使用し始めました。 明と清の時代には、釣魚島が中国に属していたことを示す多数の記録があり、1403年の「宋鳳翔」、1556年の「日本の一館」、1561年の「海の写真」、1605年の「沿岸防衛の宇宙」などがあります。 写真、1621年「呉北志・ハイフォン II・福建沿岸の山と砂の地図」、1719年の「中山伝記」、1767年の「昆佑泉火」、1808年の「浮世の6つの章」、1871年「福建総合記録」の再編、2世代に渡る多数の「史琉記録」など;18世紀と19世紀には、日本、イギリス、その他の国々が描いた一連の地図も、釣魚島に対する中国の主権を認めました。

翻訳: 1895 年 4 月 17 日、清政は 1894 年から 1895 年の日清戦争で敗北し、台湾と釣魚島を含むその付属島を日本に譲渡しました。 それ以来、日本は 1945 年 の第二次世界大戦での敗戦と降伏するまで、釣魚島を占領しました。

第二次世界大战期间,同属同盟国阵营的中、美、英三国于1943年12月1日发表《开罗宣言》,其中明确规定:"日本所窃取于中国之领土,例如东北四省、台湾、澎湖群岛等,归还中华民国。其他日本以武力或贪欲所攫取之土地,亦务将日本驱逐出境"。

而在取得反法西斯战争胜利前夕的1945年7月,中、美、英又发布《波茨坦公告》(同年8月苏联加入),其第8条规定: "《开罗宣言》之条件必将实施,而日本之主权必将限于本州、北海道、九州、四国及吾人所决定之其他小岛。"两大公约再三明确了日本的领土范围,并务必将日本以武力或贪欲所攫取的中国领土归还中国,其中钓鱼岛是理所应当的一部分。

1945年8月15日,日本政府宣布接受《波茨坦公告》,无条件投降。9月2日,日本政府在《日本投降书》第一条及第六条中均宣示"承担忠诚履行《波茨坦公告》各项规定之义务"。据此,钓鱼岛作为台湾的附属岛屿与台湾一并归还中国。1946年1月29日,《联合国最高司令部训令第667号》再次明确规定了日本版图的范围,即"日本的四个主要岛屿(北海道、本州、四国、九州)及包括对马诸岛、北纬30度以南的琉球诸岛的约1000个邻近小岛",不包括钓鱼岛。

二战后,根据包括《开罗宣言》和《波茨坦公告》在内的各种国际法律文件,钓鱼岛在国际 法上回归中国。这一结果是世界反法西斯战争的胜利成果之一,是中国人民努力抗争保卫领土的 胜利成果,是国际新秩序下的正当成果。

从地理上看,钓鱼岛实为台湾大屯山之延伸;中国和日本是相向而不共架的大陆架,由冲绳海槽分隔,而钓鱼岛就位于冲绳海槽的西侧上沿。依据1960年生效的大陆架公约,钓鱼岛理应为台湾岛的一部分。另外,日本国内法对领土范围的界定,同样不包括钓鱼岛,甚至不包括作为联合国托管地的琉球群岛。

翻訳:第二次世界大戦中に、連合国のキャンプに属していた中国、アメリカ、イギリスは、1943年12月1日にカイロ宣言を発表し、次のように明記しました。「日本が中国から盗んだ領土、たとえば北東部の4つの省、合湾、澎湖諸島などは中華人民共和国に返還され、日本が無理に強奪した土地も日本から追放される」と語った。そして、反ファシズム戦争の勝利の前夜、1945年7月、中国、米国、英国は「ポッダム宣言」を発行しました(ソビエト連邦は同じ年の8月に加盟しました)。第8条は次のように規定しました:また、日本の主権は、本州、北海道、九州、四国など、私たちが定めた小さな島々に限定されます。」2つの条約は、日本の領土の範囲を繰り返し明確にしており、日本が占領した中国の領土を力強くまたは貪欲に返さなければなりません。釣魚島が本来あるべき姿の一部である中国。

1945 年 8 月 15 日、日本政府は「ポッダム宣言」を受け入れ、無条件に降伏したことを発表しました。 9 月 2 日、日本政府は「日本降伏」第 1 条と第 6 条で「ポッダム宣言の規定を忠実に履行する義務を負う」ことを宣言しました。これによると、台湾の付属島である釣魚島は台湾とともに中国に返還された。 1946 年 1 月 29 日、「国連最高指揮命令第 667 号」は、日本領土の範囲、つまり「日本の4つの主要な島(北海道、本州、四国、九州)を明確に定義しました。釣魚島を除く北緯30 度以南の琉球列島に隣接する約 1,000 の小島。第二次世界大戦後、「カイロ宣言」や「ポッダム宣言」などのさまざまな国際法的文書によると、釣魚島は国際法の観点から中国に帰国しました。

翻訳: 地理的に、釣魚島は台湾の大屯山脈の延長です。中国と日本は沖縄トラフで隔てられた、相互に排他的な大陸棚ではありません。釣魚島は沖縄トラフの上部西端にあります。 1960 年に施行された大陸棚条約によると、釣魚島は台湾島の一部である必要があります。 さらに、日本の国内法における領土の範囲の定義には、国連の管財人である釣魚島や琉球列島も含まれていません。

美国介入 加剧复杂

即便证据如此确凿,但美国的介入却使钓鱼岛问题复杂化,给了日本政府非法侵犯中国主权的口字。

战败后,日本政府将包括钓鱼岛在内的台湾附属岛屿以归冲绳县管辖为借口,私自交给了当时托管冲绳的美国,使钓鱼岛成为了美军的"靶场"。1951年9月8日,将同属战胜国的中国和苏联排除在外,美国及一些国家与日本私下缔结了片面的《旧金山和约》,规定北纬29度以南的西南诸岛等交由联合国托管,而美国为唯一的施政当局。1953年12月25日,琉球列岛美国施政当局发布《琉球列岛的地理界限》(第27号布告),没有任何法律依据地擅自扩大美国的托管范围,将中国领土钓鱼岛裹挟其中。

1971年6月17日,美国与日本又签署了《关于琉球诸岛及大东诸岛的协定》,又称"归还冲绳协定",公然把中国领土钓鱼岛划入"归还区域"。迫于舆论压力,美国公开表示,只向日本移交钓鱼岛之行政管辖权,与主权无关。其后,美国国务院发言人表示,"归还冲绳的施政权,对尖阁列岛(即我钓鱼岛)的主权问题不发生任何影响"。而直到1996年9月11日,美国政府发言人伯恩斯仍表示:"美国既不承认也不支持任何国家对钓鱼列岛的主权主张。"近年来,美国国务院一再重申其在钓鱼岛最终主权归属问题上的"没有立场"、"中立立场"。但是果真如此吗?今年7月9日,美国国务院一名高级官员,还宣称"钓鱼岛是《日美安保条约》第5条的适用对象",为日本撑腰。

翻訳: 証拠は非常に決定的ですが、米国の介入は釣魚島問題を複雑にし、 日本政府に中国の主権の違法侵害の口実を与えました。

敗戦後、日本政府は、沖縄県の管轄下にあるという名目で、釣魚島を含む 台湾の付属島を沖縄県に私的に譲渡し、釣魚島を米軍の「射撃場」とした。 1951 年 9 月 8 日、勝利した国である中国とソビエト連邦は除外されました。米国および一部の国は、日本との一方的な「サンフランシスコ平和条約」を非公式に締結し、南西諸島および北緯 29 度以南のその他の島々は国連の信頼下に置かれることを規定しました。米国が唯一の統治機関です。 1953 年 12 月 25 日、琉球列島の米国政府は「琉球列島の地理的制限」(発表第 27 号)を発行しました。これにより、法的根拠なしに米国の受託者の範囲が恣意的に拡大され、釣魚島の中国領土が妨害されました。 1971 年 6 月 17 日、米国と日本は、「琉球列島と大東島に関する協定」に署名 | ました。つれば、「返還地域」として釣魚島の中国領を公然と包含

1971年6月17日、米国と日本は、「琉球列島と大東島に関する協定」に署名しました。これは、「返還地域」として釣魚島の中国領を公然と包含した「沖縄再生協定」としても知られています。米国は世論の圧力を受けて、釣魚島の管轄権を日本に移転するだけであり、主権とは何の関係もないと公式に表明しました。その後、米国国務省のスポークスパーソンは、「沖縄での政権の返還は尖閣諸島(すなわち、釣魚島)の主権に影響を与えません」と述べました。そして、1996年9月11日まで、米国政府のスポークスパーソンであるバーンズは、「米国は釣魚島に対する主権の主張を認めも支持もしていない」と述べた。この問題については、「ポジションなし」と「ニュートラルポジション」。しかし、それは本当ですか?今年(2010年)7月9日、米国国務省の高官は、「ディアオユ島は「日米安全保障条約」第5条の主題である」と宣言し、日本を支持した。

Q2 尖閣諸島に対する日本政府の領有権の根拠は何ですか。

A2 第二次世界大戦後、日本の領土を法的に確定した1951年のサンフランシスコ平和条約において、尖閣諸島は、同条約第2条に基づいて日本が放棄した領土には含まれず、同条約第3条に基づいて、南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれました。1972年発効の沖縄返還協定によって日本に施政権が返還された地域にも含まれています。

尖閣諸島は、歴史的にも一貫して日本の領土である南西諸島の一部を構成しています。即ち、 尖閣諸島は、1885年から日本政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、単に尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って、正式に日本の領土に編入しました。この行為は、国際法上、正当に領有権を取得するためのやり方に合致しています(先占の法理)。尖閣諸島は、1895年4月締結の下関条約第2条に基づき、日本が清国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれません。

- Q5 中国政府は、尖閣諸島は日本側が主張するような無主地であったのではなく、古来から中国固有の領土であり、歴史資料によれば中国人が最も早くに発見、命名及び利用し、中国の漁民がこの海域で漁業等の生産活動に従事し、中国の東南沿海の民衆が魚釣島を航海標識とし、明代には中国側の冊封使によって既に発見・認知されており、中国の海上防衛区域に含まれた台湾の附属島嶼であったと主張していますが、日本政府はどのような見解を有していますか。
- A5 日本は1885年以降沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、これらの島々が単に無人島であるだけでなく、清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認した上で、沖縄県編入を行ったものです。

従来、中国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げてきている諸点は、いずわも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とは言えません。例えば、国際法上、島を発見したり、地理的な近接性があることのみでは、領有権の主張を裏付けることにはなりません。また、最近、中国側は中国国内の多くの歴史的文献や地図を根拠に、中国が尖閣諸島を歴史的に領有している(無主地ではなかった)旨主張していますが、その根拠とされている文献の記載内容は、原文を見れば分かるとおり、領有権を有することの証拠とするには全く不十分なものです。具体的には、(1)中国側は、明の冊封使である陳侃の『使琉球緑』(1534年)に「釣魚嶼、黄毛嶼、赤嶼を過

回11 中国政府は、1943年「カイロ宣言」、またその後の1945年「ボツダム宣言」を日本が受け入れた結果、尖閣諸島は台湾の附属諸島として、台湾とともに中国に返還された旨主張しています。また、中国を排した状況で締結されたサンフランシスコ平和条約により米国の施政下におかれることとなった南西諸島に尖閣諸島は含まれておらず、1953年12月に米国政府は『琉球諸島の地理的限度』を発表して米国の管轄範囲を無断で拡大し、1971年に米国が沖縄の施政権を日本に返還する際に尖閣諸島もその返還地域に組み入れられた、中国政府は一貫して尖閣諸島が日本の領土と認めていない旨主張していますが、日本政府はどのような見解を有していますか。

A11 カイロ宣言やボツダム宣言は、当時の連合国側の戦後処理の基本方針を示したものですが、これらの宣言上、尖閣諸島がカイロ宣言にいう「台湾」の附属島嶼に含まれると中華民国を含む連合国側が認識していたとの事実を示す証拠はありません。

そもそも、戦争の結果としての領土の処理は、最終的には平和条約を始めとする国際約束に基づいて行われます。第二次世界大戦の場合、同大戦後の日本の領土を法的に確定したのはサンフランシスコ平和条約であり、カイロ宣言やボツダム宣言は日本の領土処理について、最終的が試送的効果を持ち得るものではありません。

日本は、サンフランシスコ平和条約第2条(b)により、日本が日清戦争によって中国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島の領有権を放棄しましたが、尖閣諸島はここにいう「台湾及び澎湖諸島」に含まれていません。なぜなら、尖閣諸島は、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、南西諸島の一部として米国が施政権を現実に行使し、また、1972年の沖縄返還により日本が施政権の返還を受けた区域にも明示的に含まれているからです。

サンフランシスコ平和条約締結に際し、尖閣諸島(は日本の領土として残されましたが、主要連合国である米、英、仏、中国(中華民国及び中華人民共和国)のいずれも異議を唱えていません。むしろ、中国は、1953年1月8日人民日報記事「琉球諸島における人々の米国占領反対の戦い」において、米国が、カイロ宣言やボツダム宣言で信託統治の決定がなされていない琉球諸島を、琉球諸島の人々の反対を顧みず占領したと非難していますが、同記事には琉球諸島は尖閣諸島を含む7組の島嶼からなる旨の記載があり、尖閣諸島が琉球諸島の一部であることを認めています。中国はサンフランシスコ平和条約の締約国ではありませんが、日本は当時承認していた中華民国(台湾)との間で日華平和条約を締結しました。同条約において、日本はサンフランシスコ平和条約第2条に基づき、台湾及び澎湖諸島等に対する全ての権利等を放棄したことが承認されていますが、同条約の交渉過程では、日本領として残された尖閣諸島については一切議論されていません。このことは、尖閣諸島が従来から日本の領土であることが当然の前提とされていたことを意味します。

1968年秋に行われた国連機関による調査の結果、東シナ海に石油埋蔵の可能性があるとの 指摘を受けて尖閣諸島に注目が集まり、1970年代以降になって、中国政府及び台湾当局が 独自の主張を始めました。それ以前には、サンフランシスコ平和条約第3条に基づいて米国 の施政権下に置かれた地域に尖閣諸島が含まれている事実に対しても、何ら異議を唱えて いません。何ら異議を唱えていなかったことについて、中国政府は何ら明確な説明を行っていません。

みっつ矛盾:

- 1. 中国は「カイロ宣言」と「ボツダム宣言」は有効とみなし、釣魚島は法律により日本から返還されたとみなします。然し、日本は「カイロ宣言」と「ボツダム宣言」は無効とみなす。
- 2. 中国はサンフランシスコ平和条約は無効とみなします。然し、日本はサンフランシスコ平和条約は有効とみなす。
- 3. 日本は 1885年に釣魚島の調査を開始し、無人島であり、政府の管轄権の対象ではないと見なした,しかし中国は、明と清時代には釣魚島に主権があったと考えています。
- →やる事: 1. 「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」とサンフランシスコ平和条約の内容を調べる。
 - 2. 1885年(清朝)の時に、釣魚島は中国の領土でしたか?

調査資料 (wikipedia から):

カイロ宣言:

Text [edit]

"The several military missions have agreed upon future military operations against Japan. The Three Great Allies expressed their resolve to bring unrelenting pressure against their brutal enemies by sea, land, and air. This pressure is already rising."

"The Three Great Allies are fighting this war to restrain and punish the aggression of Japan. They covet no gain for themselves and have no thought of territorial expansion. It is their purpose that Japan shall be stripped of all the islands in the Pacific which she has seized or occupied since the beginning of the first World War in 1914, and that all the territories Japan has stolen from the Chinese, such as Manchuria, Formosa, and The Pescadores, shall be restored to the Republic of China. Japan will also be expelled from all other territories which she has taken by violence and greed. The aforesaid three great powers, mindful of the enslavement of the people of Korea, are determined that in due course Korea shall become free and independent."

"With these objects in view the three Allies, in harmony with those of the United Nations at war with Japan, will continue to persevere in the serious and prolonged operations necessary to procure the unconditional surrender of Japan." [2]

以下はカイロ宣言の日本語訳[1]。

「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共二北「アフリカ」二於テ会議ヲ終了シ左ノー般的 声明ヲ発セラレタリ。

各軍事使節八日本国二対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ。

三大同盟国八海路陸路及空路二依リ其ノ野蛮ナル敵国二対シ仮借ナキ弾圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右弾圧八既二増大シツツアリ。

三大同盟国ハ日本国ノ侵略ヲ制止シ目之ヲ罰スル為今次ノ戦争ヲ為シツツアルモノナリ右同盟国ハ自国ノ為二何等ノ利得ヲモ欲求スルモノニ非ス又領土拡張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟国ノ目的八日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後二於テ日本国力奪取シ又八占領シタル太平洋二於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコ ト並ニ満洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本国力清国人ヨリ盗取シタル一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ

日本国八又暴力及貧慾二依リ日本国ノ略取シタル他ノー切ノ地域ヨリ駆逐セラルヘシ

前記三大国八朝鮮ノ人民ノ奴隷状態二留意シ軈テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟国八同盟諸国中日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎ス二必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

Potsdam Declaration

Potsdam Declaration (1945)

The **Potsdam Declaration** or the **Proclamation Defining Terms for Japanese Surrender** (not to be confused with the Potsdam Agreement) was a statement issued on July 26, 1945 by Harry S. Truman, Winston Churchill, and Chiang Kai-Shek which outlined the terms of surrender for Japan as agreed upon at the Potsdam Conference. The agreement stated that if Japan did not surrender, "They would dare prompt and ulter destruction."



- (1) We, the President of the United States, the President of the National Government of the Republic of China and the Prime Minister of Great Britain, representing the hundreds of millions of our countrymen, have conferred and agree that Japan shall be given an opportunity to end this war.
- (2) The prodigious land, sea and air forces of the United States, the British Empire and of China, many times reinforced by their armies and air fleets from the west are poised to strike the final blows upon Japan. This military power is sustained and inspired by the determination of all the Allied nations to prosecute the war against Japan until she ceases to resist.
- (3) The result of the futile and senseless German resistance to the might of the aroused free peoples of the world stands forth in awful clarity as an example to the people of Japan. The might that now converges on Japan is immeasurably greater than that which, when applied to the resisting Nazis, necessarily laid waste to the lands, the industry and the method of life of the whole German people. The full application of our military power, backed by our resolve, will mean the inevitable and complete destruction of the Japanese armed forces and just as inevitably the utter devastation of the Japanese homeland.
- (4) The time has come for Japan to decide whether she will continue to be controlled by those self-willed militaristic advisers whose unintelligent calculations have brought the Empire of Japan to the threshold of annihilation, or whether she will follow the path of reason.
- (5) Following are our terms. We will not deviate from them. There are no alternatives. We shall brook no delay.
- (6) There must be eliminated for all time the authority and influence of those who have deceived and misled the people of Japan into embarking on world conquest, for we insist that a new order of peace, security and justice will be impossible until irresponsible militarism is driven from the world.
- (7) Until such a new order is established and until there is convincing proof that Japan's war-making power is destroyed, points in Japanese territory to be designated by the Allies shall be occupied to secure the achievement of the basic objectives we are here setting forth.
- (8) The terms of the Cairo Declaration shall be carried out and Japanese sovereignty shall be limited to the islands of Honshu, Hokkaido, Kyushu, Shikoku and such minor islands as we determine.
- (9) The Japanese military forces, after being completely disarmed, shall be permitted to return to their homes with the opportunity to lead peaceful and productive lives.
- (10) We do not intend that the Japanese shall be enslaved as a race or destroyed as a nation, but stern justice shall be meted out to all war criminals, including those who have visited cruelties upon our prisoners. The Japanese government shall remove all obstacles to the revival and strengthening of democratic tendencies among the Japanese people. Freedom of speech, of religion, and of thought, as well as respect for the fundamental human rights shall be established.
- (11) Japan shall be permitted to maintain such industries as will sustain her economy and permit the exaction of just reparations in kind, but not those industries which would enable her to re-arm for war. To this end, access to, as distinguished from control of raw materials shall be permitted. Eventual Japanese participation in world trade relations shall be permitted.
- (12) The occupying forces of the Allies shall be withdrawn from Japan as soon as these objectives have been accomplished and there has been established in accordance with the freely expressed will of the Japanese people a peacefully inclined and responsible government.
- (13) We call upon the Government of Japan to proclaim now the unconditional surrender of all the Japanese armed forces, and to provide proper and adequate assurances of their good faith in such action. The alternative for Japan is prompt and utter destruction.

外務省訳 [編集]

米、英、支三國宣言

(千九百四十五年七月二十六日「ポツダム」二於テ)

- 一 吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及「グレート、ブリテン」國總理大臣八吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國二對シ今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ與フルコト二意見一致セリ
- 二 合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍八西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍二依ル數倍ノ増強ヲ受ケ日本國二對シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力八日本國ガ抵抗ヲ終止スル二至ル迄同國二對シ戰爭 ヲ遂行スルー切ノ聯合國ノ決意二依リ支持セラレ日鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三 蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果八日本國國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國二對シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」二對シ適用セラ レタル場合ニ於テ全「ドイツ」國人民ノ土地産業及生活様式ヲ必然的二荒廢ニ歸セシメタルカニ比シ測リ知レザル程度ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事カノ最高度ノ使用八日本國軍隊ノ不可避且完 全ナル壊滅ヲ意味スベク又同様必然的二日本國本土ノ完全ナル破滅ヲ意味スベシ
- 四 無分別ナル打算二依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵二陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引續キ統御セラルベキカ又八理性ノ經路ヲ日本國ガ履ムベキカヲ日本國ガ決定スベキ時期ハ到來セリ
- 五 吾等ノ條件ハ左ノ如シ

吾等八右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ右二代ル條件存在セズ吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ズ

- 六 吾等八無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラルル二至ル迄八平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ擧二出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力 及勢カハ永久二除去セラレザルベカラズ
- 七 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ目日本國ノ戦争遂行能力ガ破砕セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄八聯合國ノ指定スペキ日本國領域内ノ諸地點八吾等ノ茲二指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル爲占領セラルベシ

八 「カイロ」宣言ノ條項八履行セラルベク又日本國ノ主權八本州、北海道、九州及四國竝二吾等ノ決定スル諸小島二局限セラルベシ

- 九 日本國軍隊ハ完全二武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭二復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ營ムノ機會ヲ得シメラルベシ
- + 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ日本國政府ハ日本 國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由竝二基本的人權ノ尊重八確立セラルベシ
- 十一 日本國八其ノ經濟ヲ支持シ目公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ産業八此ノ限ニ在ラズ右目的ノ爲原料ノ 入手(其ノ支配トハ之ヲ區別ス)ヲ許可サルベシ日本國八將來世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルベシ
- 十二 前記諸目的ガ達成セラレ且日本國國民ノ自由二表明セル意思二從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テ八聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルベシ
- +三 吾等八日本國政府ガ直二全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ且右行動二於ケル同政府ノ誠意二付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス

右以外ノ日本國ノ選擇ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

カイロ宣言とボツダムの発表は台湾の島にのみ触れたが、釣魚島には特に<mark>触れていなかった</mark>ことがわかる。日本の「これらの宣言上,尖閣諸島がカイロ宣言 にいう「台湾」の附属島嶼に含まれると中華民国を含む連合国側が認識していたとの事実を示す証拠はありません」に同意する。つまり、尖閣諸島は「台湾 の離島」に含まれていないと日本は考えています。つまり、尖閣諸島を返還する必要があるという証拠はありません。しかし、条約は釣魚島を返還する必要 はないと言っていない。日本はこれを説明し、中国は「ディアオユ諸島が台湾の付属島として中国に戻った」と説明することもできます。 したがって、この 条約には抜け穴があり、双方が異なる意見を持っている。

カイロ宣言とポツダム宣言は中国、米国、英国によって策定されたものであり、サンフランシスコ平和条約は米国と日本の間の条約です。日本は 1971 年 6 月

17日の「日米沖縄返還協定」に基づいて釣魚島を取得した。 米国は 1951 年 9 月 8 日に日本と「サンフランシスコ平和条約」を締結した。第 3 条は、北緯 29 度の南にある<mark>南西諸島</mark>とワフロックの南にある南島を米国に置くことを規定した。 受託制度のもとで。1971 年 6 月 17 日、日本と米国は「沖縄返還協定」に署名しました。これは、北緯 24 度、東経 122 度の範囲にある島、小島、環礁、および領海を、釣魚島を含めて日本に返還することを発表したものです。 これは釣魚島の主権を獲得した。

これらの理由に基づき、日本はまず第一に先制手段により釣魚島を占領し、この無人島の所有権を取得したと信じており、これはすべて国際法の原則に沿ったものであり、この取得方法は合法です。 国際社会が日本の先制を認めていない場合でも、日本はその後の米国とのいくつかの協定で釣魚島を取得したため、釣魚島の日本の所有権は間違いなく確かです。上記は、釣魚島の主権に関する日本の見解についての私の理解です。

面白いことを見つかった、米国と日本の条約について:

Q15 尖閣諸島に関し、これまでアメリカ政府はどのような立場をとっていますか。

日本の考え方: 釣魚島はサンフランシスコ平和条約の南西諸島の日本領土として米国に引き継がれました。沖縄返還協定では、釣魚島の主権は日本に返還されたので、とにかく釣魚島の主権は日本に属します。

【参考:サンフランシスコ平和条約第3条】

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島)及び大東諸島を含む。),孀婦岩の南の南方諸島(小笠原群島,西之島及び火山列島を含む。)並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで,合衆国は,領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して,行政,立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

中国の考え方: これまでのところ、サンフランシスコ平和条約は承認されたことはなく、中華人民共和国政府の参加なしに、米国とその同盟国と日本との間で締結された一方的な条約であると考えられています。そして中国は、米国が管理する南西諸島には釣魚島は含まれていないと考えています。1952 年 2 月 29 日および 1953 年 12 月 25 日、琉球諸島の米国政府は、注文番号 68 (「琉球政府の章」) および注文番号 27 (「琉球列島の地理的制限」に関する通知)を無断で発行しました。 管財人の範囲を拡大し、中国の領土である釣魚島を含めます。その後、沖縄返還協定で釣魚島を含む南西諸島が日本に返還されました。中国は強く反対。米国の介入は釣魚島問題を複雑にする。

したがって、問題の焦点は、釣魚島を最初に発見して使用した国はどれ、釣魚島は琉球諸島に属していますか。

釣魚島(尖閣諸島)の歴史について:

日本の考え方:

- Q5 中国政府は、尖閣諸島は日本側が主張するような無主地であったのではなく、古来から中国固有の領土であり、歴史資料によれば中国人が最も早くに発見、命名及び利用し、中国の漁民がこの海域で漁業等の生産活動に従事し、中国の東南沿海の民衆が魚釣島を航海標識とし、明代には中国側の冊封使によって既に発見・認知されており、中国の海上防衛区域に含まれた台湾の附属島嶼であったと主張していますが、日本政府はどのような見解を有していますか。
- A5 日本は1885年以降沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行い、これらの島々が単に無人島であるだけでなく、清国を含むどの国の支配も及んでいないことを慎重に確認した上で、沖縄県編入を行ったものです。

中国の考え方: 明朝の書物に「钓鱼屿と赤屿」の記録があります。 1372 年、琉球王は明朝に敬意を表し、1866 年(清朝の同志の 5 年目)から 500 年近くの間に、明と清の法廷は、琉球王国に 24 回の使節を送りました。 釣魚島は、使節が琉球に行く唯一の場所であり、中国の使節が書いた報告書には、釣魚島に関する多くの記録が掲載されています。多くの使節が「钓鱼屿と赤屿」を航海のシンボルとして、「钓鱼屿と赤屿」を通過して琉球に到着した。1650 年に、Xiangxian によって監督された琉球王国の最初の公式の歴史、「Zhongshan Shi jian」は、亀尾山(別名亀尾山、今日の久米島)が琉球の領土である一方、赤屿(現在の赤尾島)と 西は非琉球領です。 1708 年、琉球学者であり紫金博士であるの「ガイドジェネラル」は、亀尾山を「琉球の南西の境界にある山」と書いた。上記のより歴史的データは、釣魚島と赤尾岛が中国に属し、久米島が琉球に属していることを明確に記録しており、分割線は、旗尾島と久米島の間の平水溝(現在の沖縄トラフ)です。1879 年に中国の清朝の李紅章大臣が日本と琉球の所有権について交渉したとき、中国と日本はまだ琉球が 36 の島で構成されており、釣魚島などの島はまったく含まれていないことを確認しました。10 月までは清朝(1893)、1894 年から 1895 年の日清戦争前の年の光緒の第

19年に、西太后は、藁を収集するための土地として釣魚島を盛宣懐に与えた勅令を発行しました。 「聖玄花が使用する錠剤は非常に効果的です。記録によると、原材料は台湾の釣魚台島から収集されます。エリキシルは海で生産され、その有効性は中国に固有です。家族が藁局を設立し、医療を行ったことが知られています。 麻薬、貧困と病気の緩和は高く評価されています。 釣魚台、黄ウェイユ、チュの 3 つの島は、医薬品の収集を目的とした産業として盛玄懐に与えられます。」中国は、多数の公式の日本文書(「日本外交文書」など)が、釣魚島が長い間中国に属しており、国際法上の土地のない土地ではないことを日本が十分に認識していることを証明していると考えています。 「先取り」の原則に基づいて、その地域で所有されていない土地として釣魚島の日本の含めることは中国の領土を侵略と占領の不法行為であると国際法の効果はありません。

対策分析:

- (1) 戦争の手段は実現可能ではない
- (2) 法的和解の可能性は低い
- (3)「紛争を取り除き、共に発展する」ことは現実的ではありません

釣魚島(尖閣諸島)は歴史的に複雑な問題であり、一言で説明することは不可能であり、釣魚島の所有者を一言で言うことは不可能です。 将来的には、中国と日本が対等の立場で交渉し、釣魚島問題を協力して解決していきたいと考えています。 しかし、明らかに、この問題の解決には時間が かかります。

最後に、日中友好を願っています。平和的に議論へようこそ。